

## 第 1 回障害者施設等火災対策検討部会 議事要旨

## 1 日時

平成25年7月30日（火） 10時～12時

## 2 場所

主婦会館プラザエフ 9階 スズラン

## 3 出席者（敬称略）

天田 孝 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

阿萬 哲也 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室長

荒井 伸幸 東京消防庁予防部長

榎 一郎 千葉市消防局予防部長

河村 真紀子 主婦連合会事務局次長

柴崎 順三 (社福)全国社会福祉協議会 全国乳児福祉協議会総務委員長

次郎丸 誠男 危険物保安技術協会特別顧問（元消防研究所所長）

田坂 成生 全国救護施設協議会 理事 総務財政広報委員長

室津 大吾 (社福)全日本手をつなぐ育成会 障害者政策研究センター室長（代理出席）

土本 哲也 東京都福祉保健局障害者施策推進部居住支援課長

中田 義則 (社福)全国社会福祉協議会 全国身体障害者施設協議会  
地域生活支援推進委員長

野村 歡 元国際医療福祉大学大学院教授

南 良武 (公社)日本精神科病院協会 常務理事

室崎 益輝 (公財)ひょうご震災記念21世紀研究機構副理事長

室津 滋樹 日本グループホーム学会 事務局長

若杉 雅彦 新潟市消防局予防課長

渡部 等 (公財)日本知的障害者福祉協会 地域支援部会委員・政策委員会委員

## 4 資料

<資料>

資料 1 本部会の検討目的

資料 2 障害者施設等火災対策検討部会 委員名簿

資料3 過去の障害者施設等の火災

資料4 認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会の検討状況

資料5 実態調査結果（消防庁）

〈参考資料〉

参考資料1 予防行政のあり方に関する検討会開催要綱

参考資料2 新潟県新潟市「新潟もぐらの家」火災の概要

参考資料3 スプリンクラー設備の効果について

参考資料4 消防法施行令別表第1(6)項ロに掲げる施設の概要

参考資料5 障害者に係る6項ロ・ハの取扱い概況

参考資料6 共同住宅の一部を福祉施設とする場合の消防用設備等の設置について

## 5 議事概要

### 【委員】

方向としてはスプリンクラーの設置が進められると理解した。

障害者のグループホーム、ケアホームというのは一般の方の住まいと同じで、賃貸の物件も多い。一般の住宅にスプリンクラー設備の設置が義務化されていないのと同じように、障害があるとはいえ、障害者の方のところにあまり過度な規制をするのはどうかと考えている。高齢者の方と障害者の方の違いを理解いただいて、施策を進めていただきたい。

### 【委員】

乳児院は、対象が0歳からおおむね3歳までの子供を24時間365日、親にかわって預かっている施設で、全国で130カ所ある。

今、国の動きとして、小規模のケアで児童の養育を行っていくことが望ましいという推進計画がある。そういった場合に、地域の住宅とか、そういった一室を借りることも想定されるが、そういったところにもスプリンクラー設置義務がされていくのか。

また、自力で逃げ出すことができない赤ちゃんたちであるため、スプリンクラー設置は重要性があると思う。

### 【委員】

指定都市の福祉部局等の立場であれば、障害のある方々の地域生活を支援するための基盤整備を進めていくという立場、また、指定事業所の指導監督という両面がある。

防火対策は大切だと考えるが、一方で、住まいの場の確保が、規制強化によって進まなくなっていくという危惧がある。

札幌市の統計的なことで、住居数として361、このうち、グループホーム単体は4割、そしてケアホームが1割、一体型が5割という状況になっており、1住居当たりの平均的な利用定員は5.7人ぐらいであり、極めて規模的には小さい。

もう一つは、障害種別として、区分4というラインに該当する方、グループホーム、ケアホームをあわせても、区分4以上の比率で大体4分の1弱である。

使用住居についても、基本的には戸建ての住居を使用している場合が多く、275平米以上は全体の1割、100平米が2割、100平米から150平米ぐらいが4割。約6割が戸建ての住宅である。

#### 【委員】

障害者施策の大きな流れとして、特定の施設に障害者が住むのではなくて、一般のノーマルな暮らしを送っていくというのが大きな流れとしてある。

スプリンクラーの設置に伴って、住む場所を失う人が出ないということが非常に大切なことである。

基本的に目指すべきところは、全体の住宅の安全性を高めていく、その中でグループホームの安全性も高めるといような方向が必要なのではないかと感じている。

スプリンクラーの議論だけでなく、訓練の仕方、意識の高め方とかを含めて検討する必要がある。

#### 【委員】

避難訓練等のソフトの面が、ほんとうに大きな課題として考えている。

また、建築基準法とかで規制が強くなれば強くなるほど、郊外に新築で建てていく傾向がある。

障害程度区分4の中でも自分で避難できる人もいるという中で言うと、自分で避難できない人のホームについてはどうするかというところを切り分けて考えていくということが大事ではと考えている。

#### 【委員】

障害者系といえども、知的障害と身体と、精神では、大分いろいろな運動能力とか判断能力に違いがある。データのもう少し細かい数字は出せないか。

#### 【委員】

知的障害者の家族の会で課題となっているのが、実際に障害のある方自身がどういった生活をしていきたいのかというのを非常に重視している。

そういった観点からこのスプリンクラーの問題を考えると、懸念するのは、スプリンクラーが全面的に義務化されるということでグループホームの設置が進まなくなるというのを非常に危惧している。

#### 【委員】

自力で逃げられない方が複数で住んでいる場合は、何かが必要だと考えている。

小規模の普通の家を住居にしていくという中で、ごく一般の家庭として、逃げられない方だけが3人、4人で住んでいるということはあまりないとするのであれば、やはりそういう条件のところから考えていくというのは一つあるので、逃げられるのか、逃げられないのかが知りたいところである。

### 【事務局】

次回論点を整理させていただきたいと思うが、大きな意見が2つあると考えている。

1つは、現行の6項ロと6項ハの区分で、6項ロとなっているものが実態と合っていないという意見。

もう1つは、ほんとうに逃げられない人ばかりが中に入っている施設について、1つの手段としてはスプリンクラー、もしくは、何らかの介助の方が頑張ることによって逃げられるような施設があり得るのかどうかというところだと考えている。

### 【委員】

火災発生ということを前提にしているが、なぜ火災が発生したのかという原因のことについては一切出てきていない。

今日議論をしているところに該当する施設が、スプリンクラーがあったか、なかったとか、あるいはなぜ発生したとか、そういうことをもう少し、今日の施設の種別別に分けることによって、検討をする際の助けになるのではないかと考えている。

### 【委員】

全国に180箇所の救護施設について、施設は生活保護法であり、年齢も、国籍も、障害程度も問わない施設である。

施設の今後の流れとして、施設に滞留化させずに、社会復帰を支援するという方針になっていて、居宅生活訓練棟という小さな規模の個室を用意して、利用者を社会に戻す訓練を始めるところである。

自分の施設の敷地内にそういう建物がない施設については、民間のアパートを借りたり、一戸建てを借りたりして、その中で社会的自立の訓練をして、そして、いずれは近隣のアパートであるとか、地域の住宅に移行、暮らせるように支援するというのを全ての救護施設が実施しようとしているところである。そういったところにもスプリンクラー設備の設置義務がかかるかどうか懸念されるところである。

### 【委員】

旧療護、全国身障のほうとすれば、極力スプリンクラー設置のほうには賛成であるが、だからといって一般住宅の強化のところも含めて、全部が必要なのかなというのはちょっとまた別議論だと思う。

しかし、それ以前のところでほんとうに基礎的な訓練ができているのか、どうなのかということも一つ議論に加えていただいたほうが、安全性を保つという意味で、事業所側の意識というのはどうなのかなということも一つ加えていただければと思う。

以上